子どもの手続上の代理人オーストラリアにおける

はじめに オーストラリアの

法制度と家族法

オーストラリアの法制度

多く制定されている。 および州議会により成文法(Act)も る)の一員であり、法体系的には、コ を継受する判例法の国であるが、連邦 イティー(Equity)というイギリス法 モン・ロー (Common Law) とエク リティッシュコモンウェルスと呼ばれ 国家元首とする、旧英連邦(現在はブ オーストラリアはエリザベス二世を

府と州政府があり、それぞれが独立し るキャピタル・テリトリーを含めた一 つの準州から構成されている。連邦政 オーストラリアは連邦制をとってお 六つの州と、首都キャンベラのあ

た司法、立法および行政権を有してい

する連邦の競合的立法権限に関しては の競合的権限に分けられ、家族法に関 憲法で次のように規定されている。 次のとおりである。 連邦議会の立法権の及ぶ範囲は…… オーストラリア憲法第五一条 連邦の立法権限は専属的権限と州と

第二一号 婚姻

第二二号 離婚および婚姻事件; 権、監護権および後見。 これらに関連して、子どもの親

れ 年で、離婚原因は不貞行為のみであっ た。その後、離婚原因の範囲は拡大さ する法律が制定されたのは、一八五八 オーストラリアで初めて離婚を承認 一九五九年連邦婚姻事件法 オーストラリアの離婚制度 (The

回復の見込みのない婚姻破綻が唯一の では徹底した破綻主義が採用された。 (Cth)、以下「連邦家族法」という) 族法(The Family Law Act 1975 れ、現行法である、一九七五年連邦家 れていた。この法律は一五年で改正さ 離婚原因として、五年間の別居が含ま の中の一つに、有責性を必要としない では、一四の離婚原因が列挙され、そ Matrimonial Causes Act 1959 (Cth))

二ヶ月間の別居の証明のみとなり、 うに、婚姻破綻の認定については、 も、婚姻的共同生活が存在しなけれ ば、やはり別居と認定される。このよ に場所的に同一の住居で生活していて の責任があるかも問題とはされず、仮 由は問われないし、どちらに婚姻破綻 事実により行っている。別居に至る理 定を、一二ヶ月間の別居という客観的 離婚原因として採用され、その破綻認

となった。 に係わる問題の処理に集中できること は、財産分与の問題と、子どもの養育 た。したがって、家庭裁判所の役割 の責任を追及する必要性がなくなっ も明確に否定され、裁判上、婚姻破綻 た。これに伴って、離婚慰謝料の概念 の破綻主義が採用されることとなっ 所は行わない、いわゆる実質審理抜き 綻についての実質的な判断を家庭裁判

離婚手続と子どもの問題

子どもの監護をめぐる紛争

ment (Shared Parental Responsibil-責任)法(The Family Law Amend 同監護の制度が採用されており、二C ○六年連邦家族法改正(共同監護者の オーストラリアでは、原則として共

ity) Act 2006 (Cth)) が成立したことにより、子どもの共同監護の可能性をいしながら、父母間の争いが存在するかしながら、父母間の争いが存在するかしながら、父母間の争いが存在するであって能性があることも指摘されている。

の原則といったことで、自動的に判断 先主義、長期にわたる主たる監護者尊 際に、関連するあらゆる証拠を比較衡 判官の役割として、自分が判断を下す 族法で採用されてきた原則である。 が、長期にわたってオーストラリア家 sumptions)も働かないという考え方 す際には、何らの法律上の推定(pre によって育てられているすべての子 「その家族の子(ども)として」夫婦 ければならないとされている。この子 なされていることを裁判所に提示しな 育に関して、夫婦間で適切な取決めが その子(ども)の監護、福祉および生 量することが認められており、母性優 族法五五条のA第三項、s 55A (3))。 (ども)にも拡張されている(連邦家 (ども) の保護のための規定の及ぶ節 歳未満の子(ども)がいる場合には、 子どもの養育に関するオーダーを下 父母の別居の時点で、同居する一八 夫婦の実子や養子に限られず、 または、子どもの意思尊重

こうれていない。これていない。

れるということは実現していない とされる全ての事件で代理人が選任さ 財政上の制約があり、必ずしも、必要 る場合は多くあるが、実際のところ、 めている。子どもの代理人を必要とす も独自の代理人選任を命じることを認 に、第六八条のL (s 68L) は、 要求を含めることを認めている。さら 告書を承認し、この報告書に子どもの 関係者の作成する、子どもに関する報 ンセラー(counselor)または、福祉 (s 62G(2)) は、家族や子どものカウ を裁判所に認め、第六二条のG第二項 より、子どもの証言を代弁させること 理人 (children's representations) に 関する一般規定を緩和し、 れまで指摘されてきた。連邦家族法第 し、それは(不可能とまではいえない せることが必要な場合がある。 ども自身によって直接、主張・立証さ 手続の中で、子ども自身の要求等を子 関して、子どもの監護・教育に関する ○○条のA (s 100A) は、証拠に 子どもの監護・教育をめぐる紛争に 極めて困難であるということがこ 子ど

2 家庭裁判所の機能

現行家族法の制定により、オースト

および家庭裁判所のレジストラー

判所は、それまで州および準州の最高いう)が創設された。この連邦家庭裁いう)が創設された。この連邦家庭裁判所とっりア家庭裁判所と

家族や子どものカウ 第一審レベルの裁判所と位置づけられる 家族や子どものカウ 第一審レベルの裁判所と位置づけられる 家族や子どものカウ 第一審レベルの裁判所に、連邦系列の 第六二条のG第二項 この連邦家庭裁判所に、連邦系解 を定のために当事者の意思を尊重し、 家族和し、子どもの代 和合を促し、最終的に訴訟裁判所として 変和し、子どもの代 和合を促し、最終的に訴訟裁判所として を定のために当事者の意思を尊重し、 を連邦家庭裁判所が司法権を行使する をでいうのがそのねらいである。

ている。裁判所における審理に関して れた証拠によって示された事実に基づ れた証拠によって示された事実に基づ いて紛争を解決するという、対審構造 をとる裁判手続が原則である。 連邦家庭裁判所は、一般部(General Division)と上訴部(Appeal Division) とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、単独 とで構成されている。一般部は、各州 審としての事件を扱うとともに、各州 審としての事件を扱うとともに、各州 の治安判事裁判所等(Magistrate's Courts, Courts of Petty Sessions & Courts, Courts of Petty Sessions &

> (Registrar)の判決の上訴事件を扱う。 はそれ以上の数の裁判官で構成される はそれ以上の数の裁判官で構成される 大法廷(Full Court)で、連邦家庭裁 判所の一般部からの上訴事件を扱う。 さらに、重要な法律問題を含む事件や 公益に関する事項に限って、連邦家庭裁 裁判所の上訴部審である大法廷または 連邦最高裁判所(High Court of Australia)の許可に基づき、連邦最高裁 判所への上告が認められる。

連邦家庭裁判所の扱う事件として連邦家庭裁判所は管轄を有しない。 家庭裁判所の扱う事件として、連邦家族法が規定する、離婚および婚姻関係事件、子の監護・後見、配偶者および子の扶養、婚護・後見、配偶者および婚姻関係事件、子の監査・で規定される養子縁組、相続、事実で規定される養子縁組、相続、事実婚、婚外子に関しては原則として連邦衛、婚外子に関しては原則として連邦者の数う事件として

セリングや訴訟提起後の当事者間の財 通じて、子どもの問題に関するカウン セリングの制度は、訴訟提起の前後を ンの制度が導入された。従来のカウン

グが中心であった。しかしながら、 産等の話し合いのためのカウンセリン れ、従来の期間と費用のかかる訴訟に たにメディエイションの制度が創設さ 要性が指摘されていた。一九七五年に係わりのある家族紛争の解決を図る必 ら、子どもの意思をできるだけ尊重 し、子の監護の問題を含めた子どもに オーストラリアにおいては、以前か

う形式によらずに、紛争を解決するた めの制度として機能している。

章化し、それに法的拘束力を与えると をコンセント・オーダーという形で文 よる紛争解決に代えて、当事者の合意

いう紛争解決が可能となり、判決とい

子どもの手続上の代理人

子どもの利益のために選任される代 子どもの手続上の代理人制度の

どもの代理人(Child Representa tives)(それよりもさらに前では 選任された法律家(Lawyer(s))は、 は、このような子どもの利益のために 法改正(共同監護者の責任)法以前に のしで規定され、二〇〇六年連邦家族 理人に関しては、連邦家族法第六八条 個別代理人(Separate Representa

tives)」)」と呼ばれていたが、改正法

判所の機能上、公平性、公開性および

に従って選任される者のことをいうと 六八条のL第二項(s 68L(2))の規定 は、子どもの手続上の代理人とは、第

切な場所も用意されているわけではな

い。対審構造をとっている連邦家庭裁

の代理人」と称することとする。 からのものも含めて「子どもの手続上 Lawyers"と規定され、本稿では、従来 により新たに"Independent Children's る。そこで、改正法による「子どもの 透明性等の要求から困難が伴うといえ

2 代理人の選任 裁判所による子どもの手続上の

条のL第二項 (s 68L(2)) は、裁判所 八条のL第一項 (s 67L(1)))。第六八 祉が最大限にまた適切に考慮される必 は、子どもの最善の利益や子どもの福 要のある手続を対象としている(第六 て規定する連邦家族法第六八条のL 子どもの手続上の代理人選任につい

を経て、

リストに登載されることとな

事事件の実務経験、人物紹介、面接等 ためには、この研修を受けた上で、家 どもの手続上の代理人の候補者となる

代理人である弁護士に子どもの意見に とが定められ、その当時は、子どもの とは別に子どもの代理人を選任するこ 連邦家族法が制定されて、初めて、親

もあるが、すぐに廃止された。その後

ついての報告書を作成させていた時期

取は慣例とはなっていないし、他に適 が、裁判官執務室での子どもの意見聴 見聴取を希望する者もいるようである 判官によっては、直接子どもからの意 が宣誓供述することを禁じており、裁 事者となることを希望する場合以外 は、裁判所の事前の許可なしに子ども 邦家族法では、子どもが裁判手続の当 いう形で裁判所に提示されている。連 (Family Report)」に盛り込まれると カウンセラーの作成する「家族報告書 は、子どもの意見は主として、裁判所 に係わる団体(組織)、その他関係者 ような子どもの手続上の代理人の選任 ことができると規定されている。この どもの手続上の代理人の選任を命ずる り、裁判所が必要と認める場合に、子 に対して広範な裁量権を付与してお 連邦家族法第四条第一項(s 4 (1)) ィブにより、選任できるとされている の請求または裁判所自身のイニシアテ は、子どもからの請求、子どもの福祉 (第六八条のL第四項(s 68L(4)))。

る。 が期待されることとなったわけであ での子どもの最善の利益の実現の役割 手続上の代理人」の中立・公平な立場

> 「子どもの手続上の代理人研修プログ なるための法律実務家を対象とした

定義している

子どもの手続上の代理人の候補者と

of the Law Council of Australia)、法 修修了者には修了証が授与される。子 庭裁判所が共同して実施しており、研 sions)およびオーストラリア連邦家 律扶助協会(All Legal Aid Commis-族法部会(The Family Law Section ラム」を、オーストラリア弁護士会家

の代理人の選任が適切であるかという 点に関しては、幾つかの異なる見解が どのような場合に、子どもの手続ト

告書の中で、子どもの監護をめぐる全 この問題に関しては、家族法評議会 (The Family Law Council) がその報 示され、激しい論争が行われている

準に対しては否定的な考え方をとって 言を行なってきたが、「共同選定委員 おり、裁判所による裁量に委ねるべき は、このような広範囲にわたる選任基 你(The Joint Select Committee) ての事件で、原則として子どもの手続 上の代理人を選任すべきであるとの提